

外形標準課税 Q&A

埼玉県

県税事務所

令和4年3月

埼玉県では、納税者から寄せられた質問や実地調査から収集した事例を中心に「外形標準課税Q&A」を作成しました。外形標準課税に係る申告業務にお役立てください。

<目次>

付加価値額総論

番号	質 問	頁数
1	付加価値額とは、具体的には、何を示すのですか。	10
2	報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料に計上する額とは、当該事業年度に費用として支払った金額と収益として受け取った金額でよいのですか。	10
3	報酬給与額とは、具体的に何を計上すればよいのですか。	10
4	純支払利子とは何ですか。	10
5	純支払賃借料とは何ですか。	10
6	棚卸資産等に含まれている報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則どおり損金計上した事業年度に計上するのですか。	11
7	報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料に計上する額は、消費税込みの金額でよいのですか。	11
8	収益・費用の相殺があった場合の取扱いはどうなりますか。	11
9	建設予定のビルを賃借するにあたり、家主となる建築主に建設協力金を預託しています。返還までの期間において支払家賃と受取利息を各期の費用及び収益として計上している場合、当該費用及び収益は、支払賃借料及び受取利子に含めますか。	11

報酬給与額

番号	質 問	頁数
1	役員や従業員に対する報酬、給与等が報酬給与額に該当するとありますが、パート、アルバイトや臨時社員に対する賃金等は、対象外ですか。	12
2	健康保険料などのいわゆる法定福利費は、報酬給与額に含めますか。	12
3	通勤手当は、所得税において、課税される額を報酬給与額に含めるのですか。	12
4	従業員への食事の提供、記念品の贈呈やレクリエーションの費用などの経済的利益は、すべて報酬給与額に含まれますか。	12
5	従業員の持株会奨励金は、報酬給与額に含めますか。	13
6	社員に対する永年勤続表彰制度により支給された記念品等は、報酬給与額の対象となりますか。	13
7	ストック・オプションは、報酬給与額の対象となりますか。	13
8	養老保険などの保険料は、報酬給与額に含まれますか。	13
9	弁護士や税理士等、法人の顧問をしている人の報酬は、報酬給与額に計上するのですか。	14
10	産業医との委嘱契約があり、当該産業医に支払った報酬は、報酬給与額に計上するのですか。	14
11	法人がアパートを借り上げ、そのアパートを社宅として、社員に賃貸している場合は、報酬給与額に含まれますか。	14
12	引き渡しを完了しない工事に要した費用を未成工事支出金として計上しています。その中に含まれる給与は、どの事業年度の報酬給与額に計上すればよいのですか。	14
13	毎年7月に従業員に賞与を支払っていますが、前事業年度の3月末決算で賞与引当金として計上しています。どの事業年度の報酬給与額になりますか。なお、賞与引当金は法人税法上損金不算入のため別表4で加算し、次年度の決算時に賞与として計上し、損金算入しています。	14
14	退職金は、退職給付引当金として繰り入れた事業年度にその額を報酬給与額に計上するのですか。	15
15	退職給付引当金から支払った従業員の退職金は、報酬給与額に該当しますか。	15
16	退職給与引当金制度の廃止に伴って取り崩している額は、報酬給与額に該当しますか。	15

17	死亡した従業員等に係る給与や退職金は、所得税では課税されませんが、外形標準課税においても、報酬給与額に該当しないということですか。	15
18	役員又は使用人のために支出する掛金等とは、具体的に何が該当しますか。	15
19	厚生年金基金を支払っています。報酬給与額に該当するのは全額ですか。	16
20	確定拠出型年金を支払っています。どの額を報酬給与額に計上すればいいのですか。	16
21	厚生年金基金から企業型確定拠出年金へ移行しようと考えています。それに伴って今までの積立金の移管に係る金額は、報酬給与額に該当しますか。	16
22	中小企業退職金共済制度等に係る掛金に含まれる国や自治体から補助金は、報酬給与額に含まれますか。	17
23	国外で勤務している社員で、所得税法上非居住者となっている者に支給した給与等は、報酬給与額に含まれますか。	19
24	出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合、当該給与負担金は、出向先法人の報酬給与額になりますか。	19
25	出向先法人が出向元法人に対して退職給与負担金を支払った場合、当該退職給与負担金は、出向先法人の報酬給与額になりますか。	20
26	社員をJVに出向させており、JVでは給与協定を定めています。この場合、報酬給与額はどのように計算すればよいのですか。	21
27	転籍をした従業員に対しては、出向と同様の扱いでよいのですか。	22
28	請負代金は報酬給与額の対象ですか。	22
29	他社から派遣を受けています。その契約料の75%は報酬給与額に算入するのですか。	22
30	労働者派遣に関する報酬給与額は、どのように計算すればよいのですか。	22
31	派遣契約料に消費税が含まれている場合には、消費税も含めて報酬給与額の計算をするのですか。	22
32	シルバー人材センターから労働者の派遣を受けています。その契約料の75%は報酬給与額に算入するのですか。	23
33	派遣契約料に交通費が含まれている場合には、交通費も含めて報酬給与額を算出するのですか。	23
34	派遣労働者が、派遣先の業務とともに、派遣元法人の業務にも従事している場合は、報酬給与額はどのように計上すればよいのですか。	23

純支払利子

番号	質 問	頁数
1	金融機関で割り引いた手形の割引料は、支払利子に含めますか。	24
2	売掛債権をファクタリング会社に譲渡したときのファクタリング費用は、支払利子に含めるのですか。	24
3	売上割引料又は仕入割引料の取扱いはどうなりますか。	24
4	金融機関に支払う保証料は、支払利子に含めますか。	24
5	シンジケートローンの手数料は、支払利子に含めますか。	24
6	繰上返済の手数料は、支払利子に含めますか。	24
7	リース取引に伴う支払利子の取扱いは、どうなりますか。	25
8	金利スワップ取引に係る利息は、支払利子に含めますか。	25
9	売掛金などの金銭債権の支払が期日を過ぎた場合に、遅延期間に応じて一定の率に基づいて算定する遅延損害金は、支払利子及び受取利子に含めますか。	25
10	損害賠償請求の金利は、支払利子に含めますか。	26
11	利子税、期限延長の延滞金は、支払利子に含めますか。	26
12	還付加算金は受取利子に含めますか。	26
13	従業員への貸付金に伴う受取利子も、受取利子に該当するのですか。	26
14	銀行から受け取る預金利息は、源泉所得税や利子割を含めた金額を受取利子とするのですか。	26
15	国等から受け取る利子補給金は受取利子に含めますか。	26
16	固定資産税の前納報償金は、受取利子に含めますか。	26

純支払賃借料

番号	質 問	頁数
1	リース会社から自動車や機械設備を賃借している場合には支払賃借料に含まれますか。	27
2	ウィークリーマンションやホテルを賃借した場合、支払賃借料に含まれますか。	27
3	有料駐車場について月極で継続して契約している場合と時間単位で料金を支払っている場合がありますが、両方とも受取賃借料に含まれますか。	27
4	定期借地権の支払地代は支払賃借料に含まれますか。	27
5	共益費や水道光熱費等は支払賃借料に含まれますか。	27
6	事務所ビル等の解約に伴う補償金・原状回復費用は支払賃借料に含まれますか。	27
7	土地や建物の賃借等の際に必要な権利金、更新料、名義書換料は支払賃借料に含まれますか。	28
8	荷物の保管料を支払っていますが、支払賃借料に含まれますか。	28
9	家屋や構築物に該当しないコンテナボックス等を収納庫としている場合には、その保管料は支払賃借料及び受取賃借料に含まれますか。	28
10	道路占用料、公有水面占用料及び道路空中占用料は支払賃借料に含まれますか。	28
11	河川、港湾及び海岸の占用料はそれぞれ支払賃借料の対象となりますか。	28
12	建物の賃料を一括払いしたが、経理上、長期前払賃料として月末に分割した賃借料を計上している場合、支払賃借料に含まれますか。	28
13	看板の掲出料について、①土地の一面に看板を設置する場合や②隣家の塀に看板を設置する場合、③建物の壁面使用料を支払っている場合がありますが、支払賃借料に含まれますか。	29
14	住宅メーカーが住宅展示業に自社のモデル住宅を展示する際に、主催者に対して支払う出展料は、支払賃借料に含まれますか。	29
15	社宅の家賃は受取賃借料に含まれますか。	29
16	電柱、アンテナの設置により受ける収入は受取賃借料に含まれますか。	29
17	自動販売機を土地又は家屋に設置するときの設置料は支払賃借料及び受取賃借料に含まれますか。	29

18	売上高や営業収入に土地や家屋の賃貸料を計上した場合、受取賃借料に含まれますか。	29
19	事務所の一部を子会社に貸している場合、その賃貸料は受取賃借料に含まれますか。	30
20	A法人が、B法人のショッピングセンター等に、消化仕入契約(実際に販売された商品のみ仕入れたこととする契約で、自己の商品を販売する法人に対し売り上げの一定割合を控除した残額が支払われるもの)を結んで入店している場合で、A法人は売り上げから売り場使用料に相当する一定費用を控除しないで経理している(B法人から受け取った売上とB法人に支払った一定費用とを相殺せずにそれぞれ益金及び損金に計上している場合)が、B法人は売上から当該一定費用を控除して経理しているという場合、当該一定費用はA法人の支払賃借料及びB法人の受取賃借料になりますか。	30

資本割

番号	質 問	頁数
1	資本割の課税標準となる「資本金等の額」の平成 27 年度税制改正の内容について教えてください。	31
2	Q1 の算定方法に記載のある「資本準備金」とは何ですか。	31
3	法人税法上の資本金等の額は「資本金の額又は出資金の額」と「資本準備金等」の額の合算額ですが、「資本準備金等」の額とはどのようなものですか。	31
4	資本準備金からその他資本剰余金に振り替えた場合、「資本金等の額」の算定はどのようになりますか。	31
5	資本金の額又は資本準備金を取り崩して欠損填補に充てた場合の資本割の課税標準はどうなりますか。	32
6	定時株主総会で無償減資による欠損填補の決議を行った場合、無償減資の額はいつから(どの事業年度から)の資本金等の額から控除されるのですか。	32
7	剰余金及び利益準備金を資本金に組み入れた場合(無償増資)の資本金額及び資本金等の額はどうなりますか。	32
8	資本金等の額の算定にあたり、特定子会社株式等の控除はどのような場合に適用できますか。	32
9	特定子会社株式等の控除措置の計算で用いる「総資産の帳簿価額」の算定方法を教えてください。	33
10	特定子会社株式等の控除措置の計算で用いる「総資産の帳簿価額」について、平成 28 年度税制改正の内容を教えてください。	33
11	特定子会社株式等の控除措置の計算で用いる「特定子会社の株式等の帳簿価額」の算定方法を教えてください。	33
12	国外で事業を行っている法人の資本金等の額はどのように計算するのですか。	34

その他

番号	質 問	頁数
1	外形標準課税の対象とされる、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判断はいつの時点ですか。	35
2	付加価値額は収益配分額と単年度損益との合計額のことですが、欠損の場合は収益配分額から減算できるのですか。また、収益配分額よりも欠損金額が多くて減算しきれなかった金額は、翌期の付加価値額から控除できるのですか。	35
3	ガス供給業や生命保険業、損害保険業等の収入金額課税事業と外形対象事業とを兼業している法人の課税標準の算定はどのように行うのですか。	35
4	電気供給業と外形対象事業とを兼業している法人の課税標準の算定はどのように行うのですか。	35
5	国外で事業を行っている法人の付加価値額はどのように計算するのですか。	36
6	外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告の義務が無くても事業税では中間申告をしなくてはなりませんか。	36
7	雇用安定控除はどのような場合に適用があるのですか。また、計算はどのように行うのですか。	36
8	外形標準課税対象事業年度において法人税の更正を受けましたが、事業税はどのように取り扱えばよいのですか。	36
9	外形標準課税対象法人が解散した場合、その後の申告はどうなりますか。	37
10	外形標準課税対象の連結子法人が、事業年度の途中で解散し、同一事業年度中に残余財産確定した場合、申告はどうなりますか。	37
11	法人事業税の徴収猶予制度とはどのようなものですか。また、徴収猶予を受けるための要件はどのようになっているのですか。	37
12	付加価値割における「所得拡大促進税制」について教えてください。	38
13	付加価値割における「賃上げ・生産性向上のための税制」について教えてください。	38
14	付加価値割における「人材確保等促進税制」について教えてください。	39
15	付加価値割における「賃上げ促進税制」について教えてください。	39

16	法人税で雇用拡大促進税制、賃上げ・生産性向上のための税制を適用しても、法人事業税で所得拡大促進税制、賃上げ・生産性向上のための税制を適用し、課税標準額から控除することはできますか。	39
17	外形標準課税に係る計算書等記載方法について教えてください。	39
18	分割基準について教えてください。	39

* 参照条文の取扱いについて

根拠法令等の記載については、特別に必要がある場合を除き、次のとおり略号をもって表示します。また、条文番号につきましても下記のように表示します。

<例> 地方税法第 75 条の 15 第 1 項第 1 号→法 75 の 15① I

地方税法 ----- 法
 地方税法附則 ----- 法附則
 地方税法改正法附則 ----- 改正法附則
 地方税法施行令 ----- 令
 地方税法施行規則 ----- 規
 総務省取扱通知 ----- 取扱通知
 (地方税法の施行に関する取扱いについて (都道府県関係))

付加価値額総論

Q1 付加価値額とは、具体的には、何を示すのですか。

A 付加価値額とは、各事業年度の報酬給与額（給与、賞与、手当等の合計）、純支払利子（支払利子－受取利子）、純支払賃借料（支払賃借料－受取賃借料）及び単年度損益の合計額を言います。また、収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）のうち、報酬給与額の占める割合が70%を超える法人については、付加価値額から下記により計算された雇用安定控除額が控除されます。（法72の14、72の15、72の16、72の17、72の20）
<雇用安定控除額>
雇用安定控除額＝「報酬給与額」－（「収益配分額」×70%）

Q2 報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料に計上する額とは、当該事業年度に費用として支払った金額と収益として受け取った金額でよいのですか。

A 報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料は、原則として当該事業年度において法人税法上損金の額として算入される額を計上することになっています。ただし、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産（社債発行差金を除く。）に係るものについては、その限りではありません（下記Q6を参照）。また、受取利子又は受取賃借料については、法人税法上益金の額に算入される額を計上することになっています。（法72の15、72の16、72の17、令20の2、20の2の4、20の2の5、20の2の8）

Q3 報酬給与額とは、具体的に何を計上すればよいのですか。

A 原則として、当該事業年度において、法人税の所得の計算上、損金として算入され、かつ、所得税で給与所得又は退職所得とされるものです。法人が役員や従業員等に支払う報酬、給与、賃金、賞与、退職金、その他給与と同等な性質を持つ額いわゆる労務の提供の対価として支払われるもの並びに役員又は使用人のために支出する掛金等（企業型年金規約に基づく掛金等）になります。これが報酬給与額の原則になります。（法72の15、取扱通知4の2の1～4の2の3、4の2の9）

Q4 純支払利子とは何ですか。

A 純支払利子とは、支払利子から受取利子を差し引いた額で、マイナスとなる場合には、ゼロになります。原則、支払利子とは、法人税における負債の利子になります。法人税別表8「当期に支払う負債利子等の額」と概ね一致します。受取利子については、法人税において、益金に算入される額になります。ただし、利子税並びに地方税の延滞金等においては、法人税との取り扱いで一部異なるものもあるので、注意が必要となります。（法72の16、取扱通知4の3の1～4の3の11）

Q5 純支払賃借料とは何ですか。

A 純支払賃借料とは、支払賃借料から受取賃借料を差し引いた額で、マイナスとなる場合には、ゼロになります。対象となる賃借料は、土地又は家屋（これらと一体になって効用を果たす構築物及び付属設備を含む。）の使用又は収益に係るもので、なおかつ、その期間が連続1ヶ月以上であるものに対する対価です。そのため、荷物の保管契約、電柱の設置契約や自動販売機の手数料など、どのような形態での契約であっても、土地又は家屋の使用又は収益に対する対価ならば、賃借料に含まれます。なお、共益費等に関しては、明確に区分されている限り、純支払賃借料の対象外となります。（法72の17、取扱通知4の4の1～4の4の9）

Q6

棚卸資産等に含まれている報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則どおり損金計上した事業年度に計上するのですか。

A 棚卸資産等に含まれている報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、支出した事業年度に計上します。Q2にあるように、原則としては、法人税法上損金に算入される事業年度で、報酬給与額、支払利子又は支払賃借料に計上することになります。しかし、棚卸資産や繰延資産等、貸借対照表の資産の部に計上される場合があり、その際には、損金化されません。そうすると、将来にわたって、いつ損金にされるのか不明確で、損金算入の時期を把握することは法人にとって困難であり、過度に負担を強いることとなります。そのため、こうした棚卸資産や繰延資産等の資産の部に計上されるものについては、支出した事業年度に報酬給与額、支払利子又は支払賃借料に含めることとなります。（令20の2①、②、20の2の4、20の2の5、20の2の8）

Q7

報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料に計上する額は、消費税込みの金額でよいのですか。

A 報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料は、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を除いた金額を基礎とすることとされています。（取扱通知4の1の3）報酬給与額では課税通勤手当や派遣料等、純支払賃借料では家屋の賃貸借料（人の居住の用に供するものを除く。）等に消費税が課税されるため、消費税抜きの金額で申告します。税込経理方式による場合や、申告額を給与台帳や請求書等から集計する場合等は、消費税込みの金額とならないよう注意が必要です。

Q8

収益・費用の相殺があった場合の取扱いはどうなりますか。

A 報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料は、原則として法人税の所得計算上損金の額又は益金の額に算入されるものに限るとされています。この場合の、「算入されるもの」とは、実際に損金又は益金に算入された金額ではなく、損金又は益金の額に算入すべき金額を指します。

例えば、業務委託契約により業務の一部を受託しており、委託元の事務所の一部を賃借して受託業務を行っている場合に、会計処理は、業務委託料収入を収益とし、事務所賃借料を費用として計上するのではなく、業務委託料収入と事務所賃借料を相殺した後の金額を収益として計上していた場合の取扱いがこれにあたります。

業務委託の対価と事務所賃借の対価を別に定めており、公正妥当な会計処理に基づきそれぞれを収益・費用と認識すべきものであるときは、当該事務所賃借料は支払賃借料に含めることとなります。

Q9

建設予定のビルを賃借するにあたり、家主となる建築主に建設協力金を預託しています。返還までの期間において支払家賃と受取利息を各期の費用及び収益として計上している場合、当該費用及び収益は、支払賃借料及び受取利子に含めますか。

A 金融商品に関する会計基準に基づき建設協力金を時価評価して資産計上し、返還までの期間に支払家賃及び受取利息を費用及び収益に計上している場合、当該費用及び収益が法人税の所得の計算上、当該事業年度の損金及び益金となるときは、支払賃借料及び受取利子として取り扱います。

建設協力金の支払時の時価と支払額との差額は、前払家賃の性質を有するものと考えられます。また、受取利息は、建設協力金の時価評価額を元本としたときの、元本×利率×期間で求められるものであり、受取利子に該当します。

<参考>

【金融商品会計実務指針#133】

建設協力金の支払額と当該時価との差額は、長期前払家賃として計上し、契約期間にわたって各期の損益に合理的に配分する。また、建設協力金等の差入預託保証金は返済日に回収されるから、当初時価と返済金額との差額を契約期間にわたって配分し受取利息として計上する。

報酬給与額

Q1 役員や従業員に対する報酬、給与等が報酬給与額に該当するとありますが、パート、アルバイトや臨時社員に対する賃金等は、対象外ですか。

A 報酬給与額とは、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものを言います。そのため、正社員、契約社員、パート、アルバイト又は臨時雇い等の名称にかかわらず、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う全ての役員又は使用人に対する支払(報酬、給料、賃金、賞与、退職金等)がその対象となります。(法72の15①、取扱通知4の2の1、4の2の2)

Q2 健康保険料などのいわゆる法定福利費は、報酬給与額に含めますか。

A 事業主負担については、含めません。いわゆる法定福利費は、社会政策の観点から、その拠出が法令で義務づけられているものであり、強制的な負担です。そのため、基本的に報酬給与額に含めません。なお、所得税の計算において控除される個人負担分の社会保険料については、報酬給与額に含めます。

法定福利費とは？

- ・健康保険の保険料
- ・厚生年金保険の保険料
- ・雇用保険の保険料
- ・労働者災害補償保険の保険料
- ・児童手当拠出金
- ・障害者雇用納付金
- ・介護保険の保険料
- ・船員保険の保険料
- ・法定補償

Q3 通勤手当は、所得税において、課税される額を報酬給与額に含めるのですか。

A 報酬給与額に計上する額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされる額となります。そのため、所得税が課税される通勤手当は、原則どおり報酬給与額の対象となります。ただし、所得税が非課税とされている通勤手当は、報酬給与額の対象外となります。(法72の15①、令20の2の2、取扱通知4の2の3、4の2の8、所得税法施行令20の2)

Q4 従業員への食事の提供、記念品の贈呈やレクリエーションの費用などの経済的利益は、すべて報酬給与額に含まれますか。

A 法人が従業員等のために行う社会通念上一般的に行われると認められるものについては、一般的に所得税法上、非課税とされます。ただし、例えばレクリエーションなどにおいて、参加しなかったものに対して、その参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該イベントの費用を負担する場合などにおいては、課税されます。

よって、様々なケースが考えられますが、原則どおり、所得税において給与所得として課税されていない部分については、報酬給与額として取り扱わないこととなります。(法72の15①、取扱通知4の2の3、所得税法基本通達 法36条関係〔給与等に係る経済利益〕)

Q5 従業員の持株会奨励金は、報酬給与額に含めますか。

A 従業員持株会に参加する従業員に対し、法人が支払う奨励金（持株会奨励金）が、所得税法上、給与所得の課税対象とされ、かつ法人税法上、損金に算入される場合は、報酬給与額に含めます。（法72の15①、取扱通知4の2の3）

Q6 社員に対する永年勤続表彰制度により支給された記念品等は、報酬給与額の対象となりますか。

A 永年勤続表彰制度に基づく記念品等が、所得税法上、給与所得の課税対象とされ、かつ法人税法上、損金に算入される場合は、報酬給与額の対象となります。（法72の15①、取扱通知4の2の3、所得税基本通達36-21）

Q7 スtock・オプションは、報酬給与額の対象となりますか。

A スtock・オプションは、税制上の優遇措置の有無によって、税制適格Stock・オプションと税制非適格Stock・オプションに分けられます。
このうち、税制非適格Stock・オプションでは従業者等の労務提供の対価として新株予約権が付与され、これが権利行使された場合に、所得税では権利行使時の経済的利益に対して給与所得又は退職所得の課税が行われます。
法人税では、付与時に企業会計に計上したStock・オプション費用が給与等事由に該当し、新株予約権が行使された日に属する事業年度の損金の額に算入されます。このとき損金に算入されたStock・オプション費用が、給与として報酬給与額の対象となります。（法人税法54条の2、法72の15①、取扱通知4の2の3）
なお、税制適格Stock・オプションでは法人税において損金算入額が発生せず、また、所得税においてはStock・オプションが付与された個人が権利行使により取得した株式を売却したときに、その個人の譲渡所得として課税されるため、報酬給与額の対象となりません。

Q8 養老保険などの保険料は、報酬給与額に含まれますか。

A 法人を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする養老保険や定期保険等に加入してその保険料を支払う場合には、その額のうち、所得税において給与所得又は退職所得として課税されるものは報酬給与額に該当します。（取扱通知4の2の7）

所得税において給与所得又は退職所得として課税されるものと限定されているので、それぞれの保険形態によって、報酬給与額に計上すべき額が異なります。

保険の種類	契約内容	報酬給与額該当額
養老保険	死亡保険金及び生存保険金の受取人が、被保険者又はその遺族である場合	支払った保険料の額
	被保険者が役員又は特定の使用人のみであり、死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が使用者である場合	支払った保険料の2分の1に相当する額
定期保険	被保険者が役員又は特定の使用人のみであり、死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合	支払った保険料の額

Q9 弁護士や税理士等、法人の顧問をしている人の報酬は、報酬給与額に計上するのですか。

A 弁護士や税理士等に支払う報酬は、一般的に事業所得として取り扱われます。そのため、報酬給与額に含まれません。しかし、会社に雇用されている弁護士や税理士であった場合など、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるもの、つまり、所得税法上、給与所得として課税されている場合には、報酬給与額に含まれます。(法72の15①、取扱通知4の2の1、4の2の2、4の2の3)

Q10 産業医との委嘱契約があり、当該産業医に支払った報酬は、報酬給与額に計上するのですか。

A 産業医の委嘱先が開業医（個人）である場合、その報酬は原則として所得税法上給与所得に該当します。したがって、所得税において給与所得として課税されている場合は、報酬給与額に含まれます。(取扱通知4の2の2、4の2の3)

医療法人等との契約に基づき、医師の派遣を受け、当該医療法人等に産業医報酬を支払う場合は、その報酬は給与所得に該当しませんので報酬給与額の対象にはなりません。(取扱通知4の2の5)

Q11 法人がアパートなどを借り上げ、そのアパートを社宅として、社員に賃貸している場合は、報酬給与額に含まれますか。

A 法人が賃借しているアパートなどを従業員等に社宅として賃貸している場合のその賃借料は、支払賃借料又は受取賃借料として取り扱います。そのため所得税において給与所得又は退職所得として課税されている場合でも、報酬給与額に含めません。(取扱通知4の2の6)

Q12 引き渡しを完了しない工事に要した費用を未成工事支出金として計上しています。その中に含まれる給与は、どの事業年度の報酬給与額に計上すればよいのですか。

A 実際に給与を支出する事業年度の報酬給与額とします。

工事完成基準により、工事に要した費用を貸借対照表の「未成工事支出金」として計上している場合、法人税で損金になるのは工事が完成し、引き渡して完成工事原価に振り替えた事業年度になりますが、報酬給与額については実際に給与を支出する事業年度に算入します。

なお、「未成工事支出金」の中に支払利子や支払賃借料がある場合には、同じ扱いをします。(令20の2①、②、20の2の4、20の2の5、20の2の8)

Q13 毎年7月に従業員に賞与を支払っていますが、前事業年度の3月末決算で賞与引当金として計上しています。どの事業年度の報酬給与額になりますか。なお、賞与引当金は法人税法上損金不算入のため別表4で加算し、次年度の決算時に賞与として計上し、損金算入しています。

A 報酬給与額は、当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもの又は当該事業年度の終了する日の属する連結事業年度の連結所得の計算上損金の額に算入されるものが含まれます。(法72の15①)

したがって、報酬給与額が帰属する時期については、原則として、法人税の所得の計算上損金の額に算入した事業年度と一致することとなりますので、実際に賞与として支払い、損金算入した7月を含む事業年度の報酬給与額とします。

Q14 退職金は、退職給付引当金として繰り入れた事業年度にその額を報酬給与額に計上するのですか。

A 実際に支払った段階で損金に算入されるため、原則どおり損金算入の事業年度に報酬給与額として計上することになります。なお、退職金を引当金として繰り入れたときには、法人税法上、損金として扱われません。よって、引当金に繰り入れたのみでは、報酬給与額に含まれません。

Q15 退職給付引当金から支払った従業員の退職金は、報酬給与額に該当しますか。

A Q14にあるように、実際に支払った段階で、損金として算入されるため、引当金からの取り崩しであっても、当該事業年度に退職金として損金に算入される額が、報酬給与額に該当します。当該事業年度に退職金として実際に従業員等に支払った額が報酬給与額になります。

Q16 退職給与引当金制度の廃止に伴って取り崩している額は、報酬給与額に該当しますか。

A 退職給与引当金制度の廃止に伴って取り崩した引当金額は、法人税法上益金に算入されます。よって、報酬給与額に該当しません。

Q17 死亡した従業員等に係る給与や退職金は、所得税では課税されませんが、外形標準課税においても、報酬給与額に該当しないということですか。

A 死亡した従業員等に係る給与や退職金の扱いについては例外です。遺族等に支払われる死亡した従業員等の給与や退職金が所得税において非課税とされている場合においても、遺族に支払われる給与や退職金は労務の提供に対する対価という給与等の性質を有していることから、報酬給与額として取り扱うことになり、原則とは異なる取り扱いをすることになります。(法72の15①、取扱通知4の2の1、4の2の3)

Q18 役員又は使用人のために支出する掛金等とは、具体的に何が該当しますか。

A 報酬給与額に該当する掛金は、下記の7つに限定されます。なお、第6号様式別表5の3「役員又は使用人のために支出する掛金等がそれに該当します。(法72の15①Ⅱ、令20の2の3①、取扱通知4の2の9)

- ①退職金共済制度に基づく掛金
- ②確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料
- ③確定拠出年金法の企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する事業主掛金
- ④確定拠出年金法の個人型年金規約に基づいて個人型年金加入者のために支出する掛金
- ⑤勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等
- ⑥勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等
- ⑦厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金
- ⑧適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料

Q19 厚生年金基金を支払っています。報酬給与額に該当するのは全額ですか。

A 厚生年金基金の掛金のなかで、報酬給与額に含めるのは、法人が事業主として拠出した金額のうち、上乘せをした額になります。通常、納入告知書には、掛金の内訳が記載されているため、代行部分と年金資産とならない部分を除いて報酬給与額に算入します。(取扱通知4の2の9(7)、4の2の12)

<基金の掛金例>

内訳	事業主負担	加入者負担	合計	
基本(標準)掛金	代行給付分	100	100	200
	プラスアルファ分	50	0	50
	小計	150	100	250
特別掛金	100	0	100	
事務費掛金	50	0	50	
合計	300	100	400	

この例においては、契約書に次の通り記載されています。

- ・基本掛金: 将来の加入期間に係る給付費用を賄う掛金
- ・特別掛金: 年金資産の積立不足を補てんする掛金
- ・事務費掛金: 事務費用に充てる掛金

よって、事業主負担のうち、基本掛金のプラスアルファ分(50)と特別掛金(100)が報酬給与額に該当します。

***あくまでも一例で、掛金の内訳は基金ごとに異なりますので、必ず契約書等で御確認ください。**

Q20 確定拠出型年金を支払っています。どの額を報酬給与額に計上すればいいのですか。

A 法人が各事業年度において、企業型年金規約に基づいて加入者のために支出する事業主掛金、確定拠出年金法の個人型年金規約に基づいて個人型年金加入者のために支出する掛金、退職手当制度等の改廃により資産管理機関への移換分が報酬給与額に含まれます。(令20の2の3①Ⅲ・Ⅳ、確定拠出年金法2条⑧、3条③Ⅶ、4条③、54条①、56条③、68条の2①)

Q21 厚生年金基金から企業型確定拠出年金へ移行しようと考えています。それに伴って今までの積立金の移管に係る金額は、報酬給与額に該当しますか。

A 移管に係る金額については、報酬給与額に該当しません。具体的には、下記の7つになります。(取扱通知4の2の11)

移管とは、現在の掛金制度から新たな掛金制度へ移行することに伴って生じる金額です。法人税法上、その金額は、積み立てていたそれぞれの事業年度の損金に算入されています。そのため、移管した段階で、もう一度報酬給与額に含めると、二重に課税してしまうことになります。そのため、下記に掲げたものに関しては、報酬給与額に含めません。

- ①厚生年金基金制度への移行に伴う積立金に移管に係る金額
- ②確定給付企業年金制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額
- ③転籍等に伴う適格退職年金制度積立金の移管に係る金額
- ④特定退職金共済制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額
- ⑤運用機関間の積立金の移管に係る金額
- ⑥企業型確定拠出年金への移行に伴う積立金に移管に係る金額
- ⑦適格退職年金に係る過去勤務債務等の現在額に充てる額

Q22

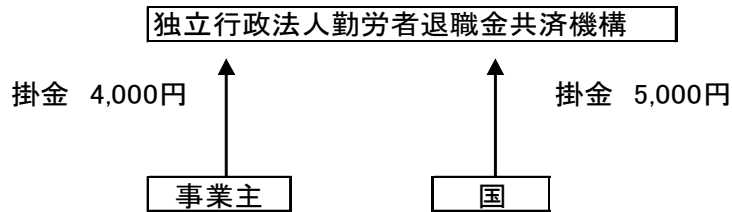
中小企業退職金共済制度等に係る掛金に含まれる国や自治体から補助金は、報酬給与額に含まれますか。

A 特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいて、その被共済者のために支出する掛金は報酬給与額に含まれます。

国や地方自治体からの助成があり、下記のように、様々な形態がありますので、御注意ください。

①新規加入助成

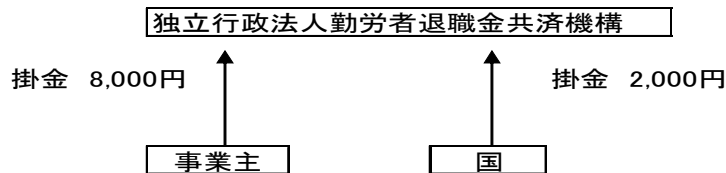
新規に加入した法人が毎月9000円を掛金として拠出する場合



この場合の報酬給与額は、事業主が負担した4,000円

②掛金増額助成

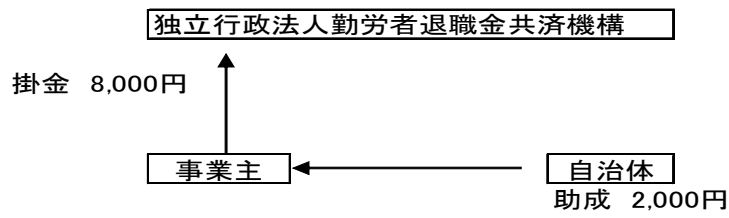
掛金を4,000円から10,000円に増額した法人の場合



* 増額は6,000円のため、その費用の3分の1を助成(2,000円)
(機構の月額変更助成制度により)

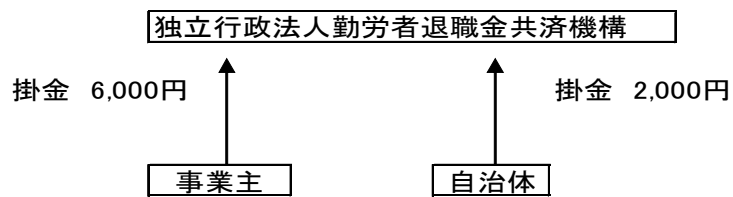
この場合の報酬給与額は、事業主が負担した8,000円

③-1 自治体から事業主に助成をしている場合(掛金8,000円)



事業主が負担したのは6,000円であるが、機構への支出額は8,000円であるため、報酬給与額は、8,000円

③-2 自治体から機構に助成をしている場合(掛金8,000円)



この場合の報酬給与額は事業主が負担した6,000円

Q23

国外で勤務している社員で、所得税法上非居住者となっている者に支給した給与等は、報酬給与額に含まれますか。

A 非居住者であっても、支給した給与は報酬給与額に含めます。ただし、実費弁償の性格を有する手当等を支給しているときは、当該手当等の額は報酬給与額に含めません。

なお、当該非居住者が外国で勤務する場所が恒久的施設に相当するものに該当する場合には、外国の事業に帰属する報酬給与額として課税標準額から控除します。（取扱通知4の2の4）

Q24

出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合、当該給与負担金は、出向先法人の報酬給与額になりますか。

A 出向者に係る給与等（退職給与は除く。）は、当該給与等を実質的に負担する法人の報酬給与額とされます。（取扱通知4の2の14）

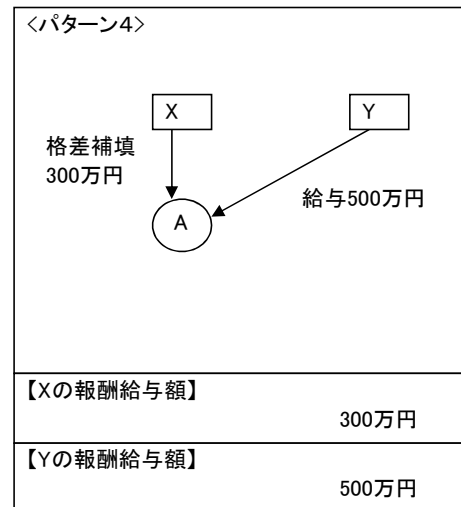
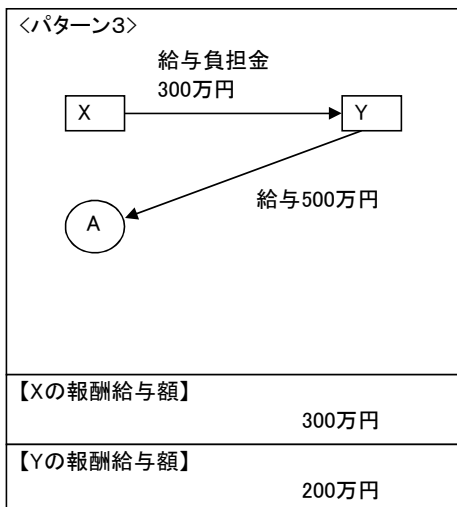
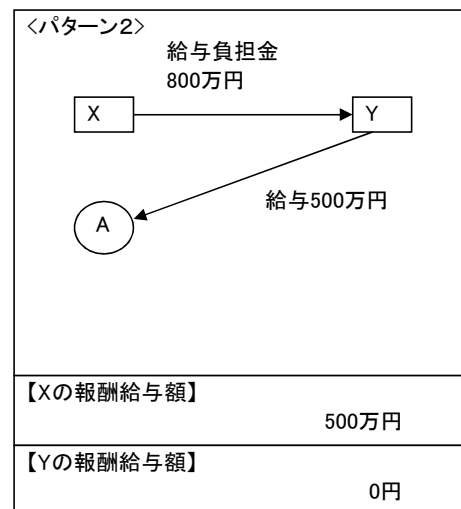
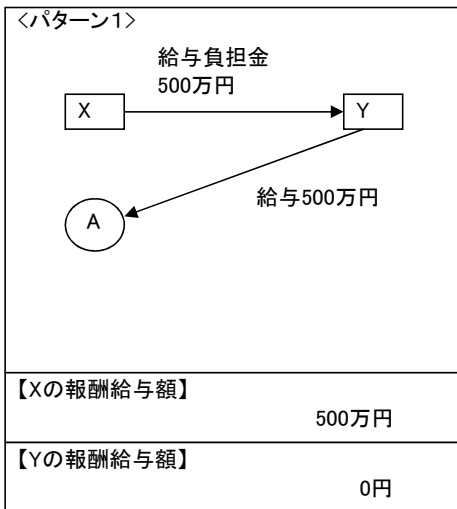
（例）出向に係る報酬給与額

X・・・出向先法人

Y・・・出向元法人

A・・・出向者

※ 給与負担金は「経営指導料」等の名目であったとしても同じ取扱です。



Q25

出向先法人が出向元法人に対して退職給与負担金を支払った場合、当該退職給与負担金は、出向先法人の報酬給与額になりますか。

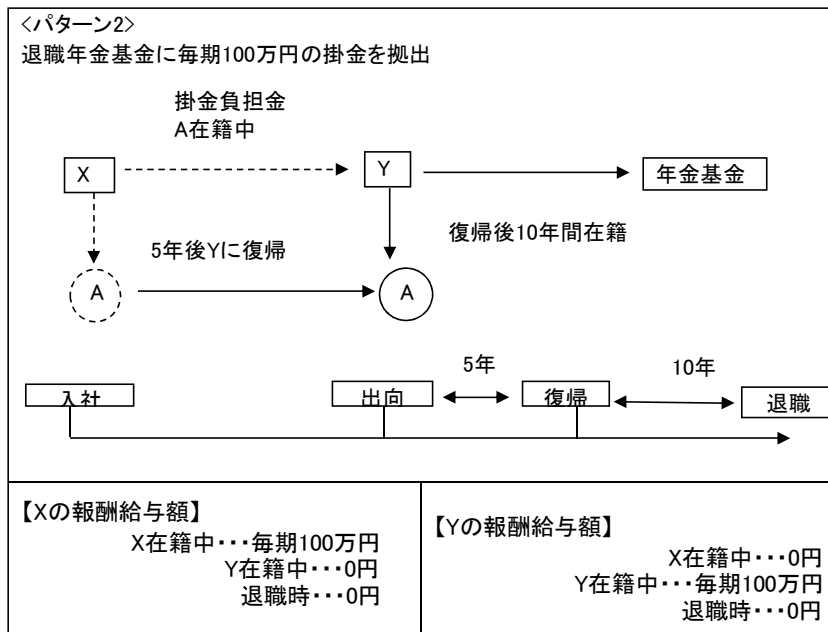
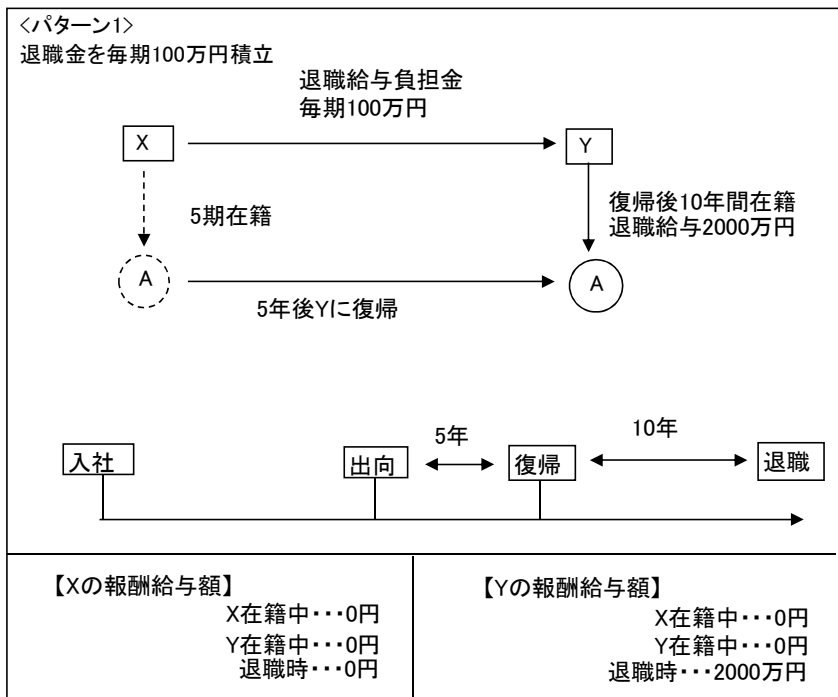
A 出向者に係る退職給与は、形式的支払者となる法人の報酬給与額とされます。(取扱通知4の2の14)

したがって、出向先法人が支払った退職給与負担金については、出向先法人の報酬給与額として取り扱いません。一方、実際に出向者に退職金を支払う事業年度において、当該退職金が出向元法人の報酬給与額となります。

ただし、出向元法人が確定給付企業年金契約等を締結している場合において、出向先法人があらかじめ定めた負担区分に基づきその出向者に係る掛金、保険料(過去勤務債務に係る掛金、保険料を含みます。)の額を出向元法人に支出したときは、当該支出した金額は当該出向先法人の報酬給与額として取り扱うこととされていますので注意が必要です。(取扱通知4の2の14(3))

(例) 出向に係る退職金

X・・・出向先法人
Y・・・出向元法人
A・・・出向者



Q26

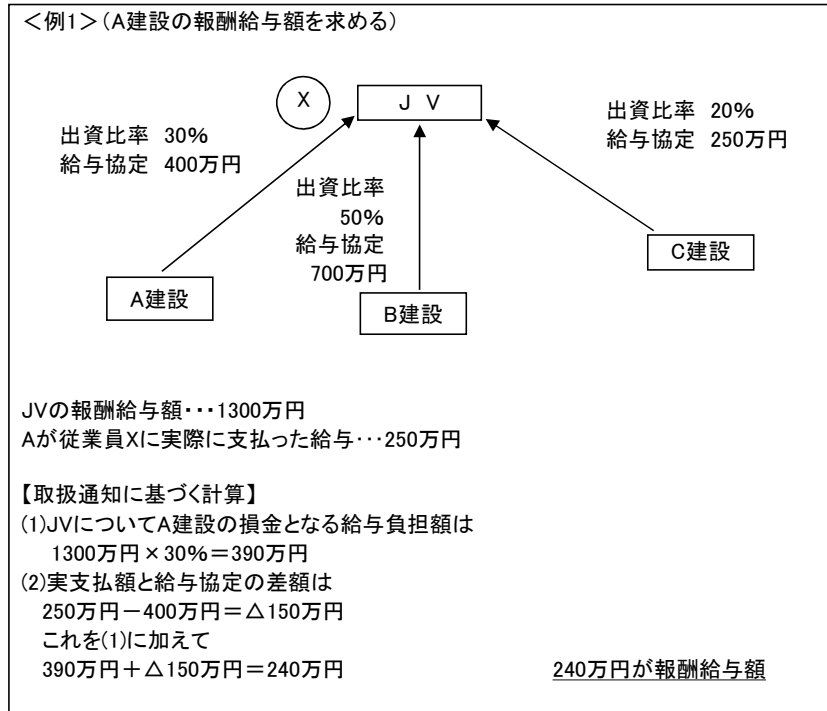
社員をJVに出向させており、JVでは給与協定を定めています。この場合、報酬給与額はどのように計算すればよいのですか。

A いわゆるJV(共同企業体)の組合員である法人が、自社の社員をJVに出向させ自社から給与を一括して当該職員に支払っている場合についても、分配割合に基づいて各組合員である法人に分配されたものを報酬給与額として取り扱うこととされています。ただし、いわゆる給与協定が締結されている場合において、各組合員である法人が給与として当該職員に実際に支払った額と給与協定に基づき定められた額に差額が生じる場合には、各組合員の報酬給与額にその差額分を加減算することとされています。(取扱通知4の2の16)

<例1>

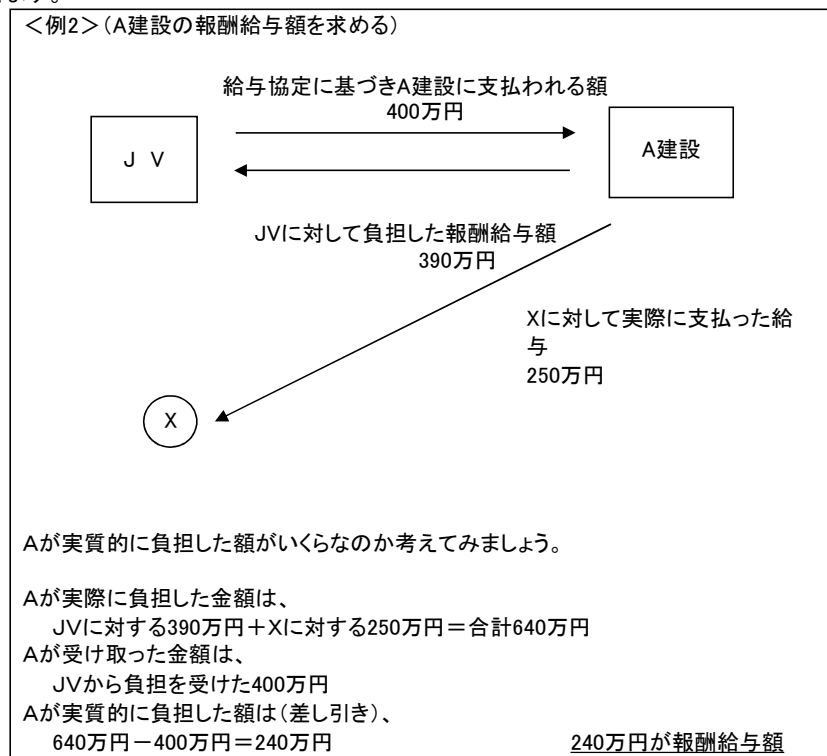
取扱通知(4の1の4、4の2の16)の計算方法

- (1) 4の1の4に従って、分配割合に応じて損金に算入した報酬給与額を計算します。
- (2) 4の2の16に従って、実際の支給額と給与協定額の差額を調整します。



<例2>

JVも組合員とはいえ、A建設会社とは別の組織ですので、出向の時と同様に実質的な負担額がいくらかで考えることもできます。



Q27 転籍をした従業員に対しては、出向と同様の扱いでよいのですか。

A 転籍者についても、出向者と同様に、転籍者に係る給与等(退職給与は除く。)は実質負担者となる法人の報酬給与額とし、転籍者に係る退職給与は、形式的支払者となる法人の報酬給与額にすることとされています。(取扱通知4の2の14)

転籍については法律上明確な定義があるわけではありませんが、一般的には、使用人を従前の身分上の地位・雇用関係を断ち切って他の企業に勤務させることを言います。転籍により転籍者は転籍前法人を退職し、転籍者と転籍前法人との雇用関係を終了するのに対し、出向者は出向元法人の使用人としての身分を有しながら、出向元法人及び出向先法人の双方において雇用関係を有する点で異なります。

Q28 請負代金は報酬給与額の対象ですか。

A 請負契約に係る代金は、労務の提供の対価にはあたらないことから、原則として業務を注文した法人の報酬給与額には含まれません。

ただし、自己の業務の一部を他の法人に行わせる形態であるにもかかわらず、当該業務の全部又は一部を注文法人自らが行っていると認められる契約又は雇用以外の方法により人材の提供を受け、当該人材を自己の業務に従事させるもので、地方税法第72条の15第2項に規定する労働者派遣法等に基づく契約以外の契約は、「名目上の請負契約」にあたりますので、請負代金の全部又は一部は報酬給与額に該当します。

なお、上記の実態があるときは、契約の名称の如何を問わず、「名目上の請負契約」となりますので、当該契約に基づく代金のうち労務提供の対価となる部分は報酬給与額に該当します。(取扱通知4の2の5)

Q29 他社から派遣を受けています。その契約料の75%は報酬給与額に算入するのですか。

A 契約料の75%を報酬給与額に算入するのは、労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約の場合に限られます。それ以外の契約の場合には、「派遣」という呼称を用いていても、契約料の75%を報酬給与額に算入しません。この場合、雇用関係等の状況により、出向又は請負・委託契約として取り扱います。(法72の15②、取扱通知4の2の15)

Q30 労働者派遣に関する報酬給与額は、どのように計算すればよいのですか。

A 労働者派遣法に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人(以下「派遣先法人」といいます。)の報酬給与額については、各事業年度において、派遣先法人が役員又は使用人に支払う給与等の額に、派遣先法人が労働者派遣をした者や法人に支払う派遣契約料に75%を乗じて得た金額を加算して算出することとされています。

労働者派遣をした法人(以下「派遣元法人」といいます。)の報酬給与額については、各事業年度において、派遣元法人が役員又は使用人に支払う給与等の額の合計額から、労働者派遣の対価として労働者派遣の役務の提供を受けた者や法人から支払を受ける派遣契約料に75%を乗じて得た金額(派遣労働者に支払う給与等の額を限度とする。)を控除して算出することとされています。(法72の15②、取扱通知4の2の15)

Q31 派遣契約料に消費税が含まれている場合には、消費税も含めて報酬給与額の計算をするのですか。

A 消費税は含めません。

報酬給与額、純支払利息又は純支払賃借料の計算にあたっては、消費税及び地方消費税を除いた金額を基礎とすることとされています。(取扱通知4の1の3)

Q32

シルバー人材センターから労働者の派遣を受けています。その契約料の75%は報酬給与額に算入するのですか。

A シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、管轄労働局への届出により、労働者派遣法26条に基づく派遣を行うことができます。したがって、当該契約が労働者派遣法に基づく派遣契約にあたる場合には、契約料の75%を報酬給与額に算入することとなります。

なお、シルバー人材センターとの請負契約、業務委託契約は報酬給与額の対象外です。
(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条⑤、⑥)

Q33

派遣契約料に交通費が含まれている場合には、交通費も含めて報酬給与額を算出するのですか。

A 派遣契約料に交通費が含まれている場合には、交通費を派遣契約料から控除せずに報酬給与額を算出します。(取扱通知4の2の15(1))

なお、派遣契約料とは別に交通費を負担する場合は、交通費を派遣契約料に加算せずに報酬給与額を算出します。

Q34

派遣労働者が、派遣先の業務とともに、派遣元法人の業務にも従事している場合は、報酬給与額はどのように計上すればよいのですか。

A 派遣労働者が派遣元法人の業務にも従事している場合には、派遣元法人においては、派遣労働者に係る給与等の額から派遣元法人の業務を兼業している場合の兼業分の給与等の額を控除した額を限度として、派遣契約料に75%を乗じて得た金額を控除して算出することとなります。(取扱通知4の2の15(2))

純支払利子

Q1 金融機関で割り引いた手形の割引料は、支払利子に含めますか。

A 手形割引料(手形売却損)は、受取手形を支払期日前に現金化することにより金融機関等から割り引かれるものであって、借入金に対する利息としての性質を有するものであるため、支払利子に含めます。(法72の16②、令20の2の6、取扱通知4の3の1(5))

Q2 売掛債権をファクタリング会社に譲渡したときのファクタリング費用は、支払利子に含めるのですか。

A 売掛債権を譲渡したときの債権金額と譲渡価額の差額は資産の譲渡から生じるものであって、負債から生じる利子とは性質が異なるため原則として、支払利子には該当しません。
ただし、譲渡の対象となる債権に償還請求権が付されているときは、支払利子に該当しません。

Q3 売上割引料又は仕入割引料の取扱いはどうなりますか。

A 売上割引料や仕入割引料は、法人が有している債権や負債に係る利子として決済をするのではなく、単に期限前に決済をしたことに対する報奨金的な性質を有するものであるため、受取利子や支払利子に含めません。(法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7、取扱通知4の3の9)

Q4 金融機関に支払う保証料は、支払利子に含めますか。

A 金融機関から融資を受ける場合に、金融機関を通じて保証会社へ保証料を支払うことがありますが、これは当該融資に対する保証料であり、負債に係る利子とは言えないので支払利子に含めません。

Q5 シンジケートローンの手数料は、支払利子に含めますか。

A シンジケートローンを組成する際に、エージェンシーフィー等の手数料を支払うことがありますが、これはエージェント業務等の対価として支払うものであり、負債に係る利子とは言えないので支払利子に含めません。

<シンジケートローン>

企業の資金調達ニーズに対し複数の金融機関による協調融資団を組成し、同一の契約書による融資を行う形態を言います。

Q6 繰上返済の手数料は、支払利子に含めますか。

A 金融機関からの融資を期限前に返済した場合、金融機関へ手数料を支払うことがありますが、これは繰上返済に対する事務手数料であり、負債に係る利子とは言えないので支払利子に含めません。

Q7

リース取引に伴う支払利子の取扱いは、どうなりますか。

A リース取引については、その性質により支払利子に含めるものと含めないものがあります。

①法人税法上資産の売買とされるリース取引

当該リース取引が法人税法64条の2第1項の規定によりリース取引の目的となる資産の売買があったものとされるリース取引に該当する場合には、賃貸人による取得価額と利息相当額が明確かつ合理的に区分されているときに、当該利息相当額が支払利子又は受取利子となります。このとき、契約書に利息相当額の区分がない場合でも、会計処理において、合理的な見積り金額により、リース資産の取得価額と利息相当額を区分し、会計処理に沿った法人税の取扱いにより利息相当額が区分され、損金の額又は益金の額に算入される場合には、支払利子又は受取利子に含めることとなります。(取扱通知4の3の5)

②法人税法上金銭貸借とされるリース取引

リース取引を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、実質的に金銭の貸借と認められるリース取引です。通常の金銭取引における元本と利息の区分計算に準じて、合理的に計算した利息相当額を支払利子に含めます。(法72の16②、令20の2の6、取扱通知4の3の6)

③法人税法上賃貸借取引とされるリース取引

支払利子には含めません。なお、土地又は家屋のリース取引であれば、賃借料の全額を支払賃借料に含めることとなります。

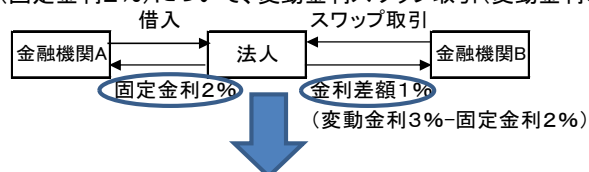
Q8

金利スワップ取引に係る利息は、支払利子に含めますか。

A 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法人税法第61条の6の規定により繰延ヘッジ処理を行っている場合、又は特例金利スワップ取引等(法人税法施行規則第27条の7第2項に規定する取引をいう。)を行っている場合の支払利子の額は、当該取引等に係る受払額のうち、当該金利スワップ取引等の対象となった資産等に係る支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額とすることとなっています。(取扱通知4の3の3)

なお、特例処理によらない金利スワップ取引は、時価基準による会計処理を行うこととなっており、時価基準処理として営業外損益に評価損益を計上することとなります。スワップ金利としての支払と受取の差額は法人税法上の「負債の利子」には該当せず、支払利子の対象とはなりません。

(例)借入(固定金利2%)について、変動金利スワップ取引(変動金利3%)を行った場合



支払利子=実質負担金利3%(借入金金利2%+スワップ取引に係る金利1%)

Q9

売掛金などの金銭債権の支払が期日を過ぎた場合に、遅延期間に応じて一定の率に基づいて算定する遅延損害金は、支払利子及び受取利子に含めますか。

A 負債の利子は、原則として借手において貸借対照表の負債の部に計上されるべきものを元本とし、元本×率×期間で計算すべきものです。

金銭の給付を目的とする債務の履行が遅れた場合の遅延損害金は、損害賠償金ですが、金銭債務を元本とする負債の利子に該当し、一種の割増利息の性質を持つものですので、支払利子及び受取利子に含めます。(取扱通知4の3の8)

Q10 損害賠償請求の金利は、支払利子に含めますか。

A 損害賠償金に係る利子は、遅延損害金的な性質を有するものであるため、支払利子に含めます。

Q11 利子税、期限延長の延滞金は、支払利子に含めますか。

A 法人税の利子税や法人住民税及び法人事業税の納期限延長に係る延滞金は、これらが約定利息としての性質を有するものであるため、支払利子に含めます。(法72の16②、令20の2の6、取扱通知4の3の1(12))

なお、延滞税や上記以外の延滞金は、法人税の所得の計算上損金には算入されませんので、支払利子に含めません。

Q12 還付加算金は受取利子に含めますか。

A 還付加算金は利子としての性質を有するものであり、また法人税の所得の計算上益金に算入されますので、受取利子に含めます。(法72の16③、令20の2の7、取扱通知4の3の2(15))

Q13 従業員への貸付金に伴う受取利子も、受取利子に該当するのですか。

A 福利厚生の一環として従業員へ住宅資金等を貸し付ける場合がありますが、当該貸し付けに伴い受け取る利子は、受取利子に含めます。

Q14 銀行から受け取る預金利息は、源泉所得税や利子割を含めた金額を受取利子とするのですか。

A 銀行から受け取る預金利息は、源泉所得税や利子割を含めた金額で受取利子とします。

Q15 国等から受け取る利子補給金は受取利子に含めますか。

A 利子補給金は、融資に係る支払利子の一部または全部に充てるため、国又は地方公共団体が補給する金銭であり、補助金としての性質を有するものであるため、受取利子に含めません。

Q16 固定資産税の前納報償金は、受取利子に含めますか。

A 固定資産税を前納した場合、地方公共団体から前納報奨金が支払われることがあります。これは前納したことに対する報奨金であり利子とは言えないので、受取利子に含めません。

純支払賃借料

Q1 リース会社から自動車や機械設備を賃貸借している場合には支払賃借料に含まれますか。

A 支払賃借料の対象になるのは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備を含む）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額とされています。（法72の17②・③）したがって、自動車や機械のような土地又は家屋以外のものの賃借料は、支払賃借料に含まれません。

Q2 ウィークリーマンションやホテルを賃借した場合、支払賃借料に含まれますか。

A 支払賃借料の対象になるのは、土地又は家屋を使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。したがって、使用又は収益できる期間が実質的に1月以上連続している場合、支払賃借料に含まれます。（法72の17②、取扱通知4の4の3）ただし、サービス料などの役務の提供の対価は支払賃借料に含まれないため、契約書や請求書等で明確に区分されている部分はこれを除きます。（取扱通知4の4の5）

Q3 有料駐車場について月極で継続して契約している場合と時間単位で料金を支払っている場合がありますが、両方とも受取賃借料に含まれますか。

A 受取（支払）賃借料の対象となるものは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備を含む）を使用又は収益できる期間が連続して1月以上あるものです。（法72の17②、取扱通知4の4の3）したがって、月極で継続して契約している場合は受取賃借料に該当し、1月未満の期間で時間単位で料金を支払っている場合は受取賃借料に含まれません。

Q4 定期借地権の支払地代は支払賃借料に含まれますか。

A 支払賃借料及び受取賃借料の対象となる土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利とは、地上権、地役権、永小作権、土地又は家屋に係る賃借権等です。したがって、支払賃借料に含まれます。（法72の17②・③、取扱通知4の4の2）

Q5 共益費や水道光熱費等は支払賃借料に含まれますか。

A 共益費や水道光熱費等については、「土地又は家屋の賃借権等に係る契約書等において、水道光熱費、管理人費その他の維持費を共益費等として支払っており、賃借料と当該共益費等とが明確かつ合理的に区分されている場合」には支払（受取）賃借料に含まれません。（取扱通知4の4の9(7)）

Q6 事務所ビル等の解約に伴う補償金・原状回復費用は支払賃借料に含まれますか。

A 事務所ビル等の解約に伴う補償金（違約金）と原状回復費用は土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額でないため、支払賃借料に含まれません。

Q7 土地や建物の貸借等の際に必要な権利金、更新料、名義書換料は支払賃借料に含まれますか。

A 支払賃借料の対象になるのは、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額とされています。したがって、権利の設定である権利金、権利金の追加払いとしての性格を有する更新料や名義書換料は支払賃借料に含まれません。ただし、権利金等の名目であっても、契約上、賃借料の前払いとなっている場合は支払賃借料に含まれます。（法72の17②・③、取扱通知4の4の4）

Q8 荷物の保管料を支払っていますが、支払賃借料に含まれますか。

A 荷物の保管料については、「契約等において1月以上荷物を預け、一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められる場合」に支払賃借料に含まれます。（取扱通知4の4の9(5)）したがって、1日だけの賃借など契約期間が断続していて、連続して1月以上であると実質的に認められない場合には、支払（受取）賃借料には含まれません。

Q9 家屋や構築物に該当しないコンテナボックス等を収納庫としている場合には、その保管料は支払賃借料及び受取賃借料に含まれますか。

A 固定資産税で家屋や構築物に該当しないコンテナボックス等であっても、そのコンテナボックス等が設置されている土地を使用又は収益していると考えられる場合には、その保管料は支払賃借料及び受取賃借料に含まれます。

Q10 道路占用料、公有水面占用料及び道路空中占用料は支払賃借料に含まれますか。

A 道路占用料：道路の利用を制限することにより支払う土地使用の対価であるため、支払賃借料に含めます。

公有水面占用料：公有水面を利用するというのは、土地又は家屋の使用の対価という性質でないため、支払賃借料には含まれません。

道路空中占用料：土地上空や地中も地上権の範囲が及ぶため、土地使用の対価に含まれ、支払賃借料になります。

Q11 河川、港湾及び海岸の占用料は、それぞれ支払賃借料の対象となりますか。

A 河川占用、港湾占用及び海岸占用は土地の使用にあたりますので、河川占用料、港湾占用料、海岸占用料は、土地の使用を目的とした権利の対価として支払賃借料の対象となります。

なお、公有水面の利用は純支払賃借料の対象外ですが、土地・水面双方の使用を対象とし、かつ、その金額区分がないものについては、全額が支払賃借料となります。

Q12 建物の賃料を一括払いしたが、経理上、長期前払賃料として月末に分割した賃借料を計上している場合、支払賃借料に含まれますか。

A 支払賃借料を計上する事業年度は、原則として、支払う賃借料が法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度とされています。（法72の17①）

法人税の所得の計算上、各事業年度の損金の額に算入される賃借料は、提供を受けた役員に応じ、当該事業年度に支払うべき額とされています（法基通2-2-14）ので、一括して支払った賃借料の全てではなく、当該事業年度に支払うべき額（法人税の所得の計算上損金の額に算入された額）になります。

Q13 看板の掲出料について、①土地の一面に看板を設置する場合や②隣家の塀に看板を設置する場合、③建物の壁面使用料を支払っている場合がありますが、支払賃借料に含まれますか。

A 支払賃借料の対象となるものは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備を含む）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。（法72の17②、取扱通知4の4の3）したがって、①土地の一面に看板を設置する場合は土地を使用しているため支払賃借料に該当し、②隣家の塀に看板を設置する場合は構築物の一部のみを使用しているため支払賃借料には該当せず、③また建物の壁面を使用している場合は、建物（家屋）の一部を使用しているため、支払賃借料に含まれます。

Q14 住宅メーカーが住宅展示場に自社のモデル住宅を展示する際に、主催者に対して支払う出展料は、支払賃借料に含まれますか。

A 広報費や管理費などとして明確かつ合理的に区分できる部分を除いて、支払賃借料に含まれます。

Q15 社宅の家賃は受取賃借料に含まれますか。

A 社宅に関して役員や従業員から支払を受ける（給与からの天引きを含む。）賃借料は、受取賃借料に含まれます。また、アパート等を会社名義で借りて従業員に賃貸している場合は、法人が支払う賃借料は支払賃借料に含まれます。（取扱通知4の4の9(1)）

Q16 電柱、アンテナの設置により受ける収入は受取賃借料に含まれますか。

A 電柱、アンテナの設置により、法人の土地又は家屋の一面を使用又は収益していると認められる場合には、その収入は受取賃借料に含まれます。

Q17 自動販売機を土地又は家屋に設置するときの設置料は支払賃借料及び受取賃借料に含まれますか。

A 自動販売機を設置して販売を行うものは、自動販売機を設置する土地又は家屋を使用又は収益する権利を有しているため、設置料のうち土地又は家屋の使用収益の対価が純支払賃借料の対象となります。

設置料と認められる場合には、販売手数料、販売協賛金、ロケーションコミッション等、名称の如何を問わず、対象となります。

なお、設置料のうち、電気代等は対象となりません。（Q5参照）

Q18 売上高や営業収入に土地や家屋の賃貸料を計上した場合、これらの売上高等に計上した賃借料は受取賃借料に含まれますか。

A 受取賃借料の対象となるものは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備を含む）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上のものでされています。（法72の17②、取扱通知4の4の3）したがって、支払いを受ける賃借料が売上高、営業収入や営業外収入に経理される場合であっても、受取賃借料に含まれます。（法72条の17③）

Q19 事務所の一部を子会社に貸している場合、その賃料は受取賃借料に含まれますか。

A 別法人に事務所の一部を使用させて賃料を受け取る場合、その賃料は受取賃借料に含まれます。また、賃借している事務所を別法人に転貸する場合は、事務所の賃借料が支払賃借料の対象となり、別法人から受け取る転賃料が受取賃借料の対象となります。（法72の17②③、取扱通知4の4の3）

Q20

A法人が、B法人のショッピングセンター等に、消化仕入契約（実際に販売された商品のみを仕入れたこととする契約で、自己の商品を販売する法人に対し売り上げの一定割合を控除した残額が支払われるもの）を結んで入店している場合で、A法人は売り上げから売り場使用料に相当する一定費用を控除しないで経理している（B法人から受け取った売上とB法人に支払った一定費用とを相殺せずにそれぞれ益金及び損金に計上している場合）が、B法人は売上から当該一定費用を控除して経理しているという場合、当該一定費用はA法人の支払賃借料及びB法人の受取賃借料になりますか。

A A法人の場合は、一定費用を相殺せずにそれぞれ益金と損金に計上しているため、支払賃借料となりますが、B法人の場合は一定費用を控除して経理しているため、受取賃借料とはなりません。（取扱通知4の4の9(6)）

{	B法人の仕訳				}	B法人の売り場を賃借していると考え、賃借料相当額を計上。
	(客に服を売ったとき)					
	①現金	800	/ 売上	800		
{	(A法人に仕入代金を支払うとき)				}	
	③仕入	700	/ 買掛金	700		
{	A法人の仕訳				}	
	②売掛金	740	/ 売上	740		
	支払家賃	40	/ 売掛金	40		

上記のA法人のように、実務上、売上と相殺される「支払家賃」を計上している場合がある。この場合、A法人が計上した「支払家賃」は、取扱通知4の4の9(6)の土地又は家屋の賃借権等の対価に相当する額と考えられます。また、法人税の所得の計算上、A法人の損金の額に算入されると考えられるため当該「支払家賃」は、支払賃借料に含まれます。一方、B法人は、「受取家賃」を計上しないため受取賃借料は発生しません。

資本割

Q1 資本割の課税標準となる「資本金等の額」の平成27年度税制改正の内容について教えてください。

A 平成27年4月1日以後開始する事業年度について、算定方法が改正となりました。算定方法は下記のとおりです。

①地方税法上の資本金等の額＝

$$\boxed{\text{法人税の資本金等の額}} - \boxed{\text{H13.4～欠損填補}} - \boxed{\text{H18.5～損失の填補}} + \boxed{\text{H22～無償増資}} \quad \text{※法72の21①}$$

②資本金＋資本準備金＝

$$\boxed{\text{資本金 (B/S=法人税別表5(1))}} + \boxed{\text{資本準備金 (B/S=法人税別表5(1))}} \quad \text{※法72の21②}$$

①と②を比較し、
① \geq ② の場合 ①の地方税法上の資本金等の額
① $<$ ② の場合 ②の資本金＋資本準備金

Q2 Q1の算定方法に記載のある「資本準備金」とは何ですか。

A 平成27年度税制改正における「資本準備金」とは、貸借対照表上の「資本準備金」のことで、法人税別表5(1)Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書の「資本準備金」の欄に記載するものです。その他資本剰余金は含みません。

Q3 法人税法上の資本金等の額は「資本金の額又は出資金の額」と「資本準備金等」の額の合算額ですが、「資本準備金等」の額とはどのようなものですか。

A 各事業年度終了の日における、法人税法施行令第8条第1号から第12号までに掲げる金額の合計額から、第13号から第22号までに掲げる金額の合計額を控除した金額をいいます。具体的には、資本準備金、合併差益・株式払込剰余金等が挙げられます。(法72の21①)

Q4 資本準備金からその他資本剰余金に振り替えた場合、「資本金等の額」の算定はどのようになりますか。

A 資本金等の額とは、各事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額と、資本準備金など法人税法施行令で定める金額を合算したものです。(法72の21①)

したがって、資本準備金を取り崩して、その他資本剰余金に振り替えたとしても、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に変わりはなく、法人税法上の資本金等の額が減少することはないため、資本金等の額の算定において、その他資本剰余金に振り替えた部分を除外することはできません。

Q5 資本金の額又は資本準備金を取り崩して欠損填補に充てた場合の資本割の課税標準はどうなりますか。

A 平成13年4月1日以後に資本金の額又は出資金の額を取り崩して、欠損を填補した場合（無償で行った場合に限る、すなわち金銭その他の資産を交付したものを除きます。）、又は会社法第448条に規定する資本準備金による欠損の填補を行った場合には、欠損填補に充てた金額について、資本割の課税標準となる資本金等の額から控除します。（法72の21①）

Q6 定時株主総会で無償減資による欠損填補の決議を行った場合、無償減資の額はいつから（どの事業年度）の資本金等の額から控除されるのですか。

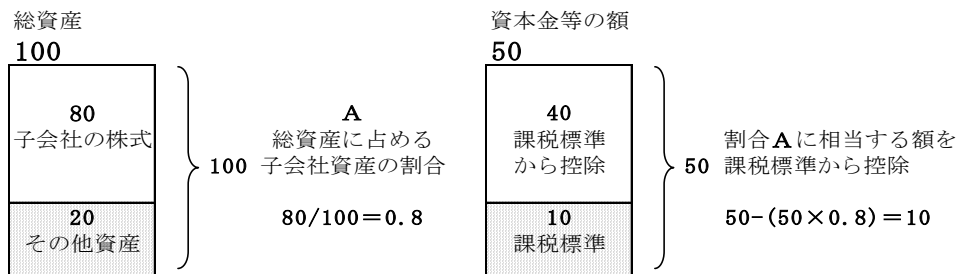
A 資本金等の額から資本の欠損填補に充てた金額が控除されるのは、会社法に基づく無償減資の効力の発生する日の属する事業年度からとなります。なお会社法上、資本の欠損填補のための無償減資については、臨時又は定時株主総会の特別決議による承認後、債権者保護手続きが完了した時点をもって、無償減資の効力が確定することとされています。（法72の21①、会社法447～449、452）

Q7 剰余金又は利益準備金を資本金に組み入れた場合（無償増資）の資本金額及び資本金等の額はどうなりますか。

A 平成22年度税制改正により、平成22年4月1日以後に会社法第446条に規定する剰余金を会社法第450条の規定により資本金とし、又は会社法448条第1項第2号の規定により利益準備金の額を資本金にした金額について、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分より、資本割の課税標準となる資本金等の額に加算することとなりました。（法72の21①、会社法446～450）

Q8 資本金等の額の算定にあたり、特定子会社株式等の控除はどのような場合に適用できますか。

A 特定子会社株式等の控除は、保有する特定子会社（その法人が発行済株式の50%超を直接又は間接に保有している法人）の株式の帳簿価格が総資産の帳簿価格に占める割合が50%を超える法人（持株会社）に適用し、資本金等の額から、その資本金等の額に持株会社が保有する特定子外社の株式の帳簿価格が総資産の帳簿価格に占める割合を乗じて得た価格を控除します。（法72の21⑥）



Q9

特定子会社株式等の控除措置の計算で用いる「総資産の帳簿価額」の算定方法を教えてください。

A 特定子会社株式等の控除における「総資産の帳簿価額」は、当該事業年度及び前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額に以下の調整を行った金額の合計額となります。（法72の21⑥）

法人税の受取配当益金不算入の算定における「総資産の帳簿価額」の算定方法と一部異なりますので、注意してください。

- ・控除する金額（令20の2の22、取扱通知4の6の5）
 - ① 圧縮積立金
 - ② 特別償却準備金
 - ③ 土地再評価差額金
 - ④ 対照勘定として両建経理されている金額（支払承諾見返勘定等）
 - ⑤ 返品債権特別勘定
 - ⑥ 貸倒損失
 - ⑦ 補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定
 - ⑧ 特定子会社への貸付金、社債
- ・加算する金額（取扱通知4の6の5）
 - ① 貸倒引当金
 - ② 投資損失引当金
 - ③ 退職給付信託における信託財産の額で退職給付引当金の相殺されて貸借対照表の総資産の額に計上されない金額

税効果会計を適用している場合における総資産の帳簿価額は、貸借対照表に計上される繰延税金資産を含みます。（取扱通知4の6の6）

Q10

特定子会社株式等の控除措置の計算で用いる「総資産の帳簿価額」について、平成28年度税制改正の内容を教えてください。

A 平成28年4月1日以後に開始する事業年度の申告から、貸借対照表上の「その他有価証券評価差額」の加算・減算が不要となりました。（令20の2の22）

なお、「総資産の帳簿価額」は当該事業年度及び前事業年度の2事業年度分の合計額を用いて計算することとされているため、控除額を算出する際は前事業年度の「総資産の帳簿価額」も「その他有価証券評価差額」の加算・減算は不要です。

Q11

特定子会社株式等の控除措置の計算で用いる「特定子会社の株式等の帳簿価額」の算定方法を教えてください。

A 特定子会社株式等の控除における「特定子会社の株式等の帳簿価額」は特定子会社の株式又は出資で、当該事業年度終了の時又は当該事業年度の前事業年度の終了の時において保有するものの税務上の帳簿価額となります。（法72の21⑥、取扱通知4の6の8）

A 法人が国外で事業を行っているかどうかは、その法人が国外に事務所など令7の3の2に規定する恒久的施設(PE)を有するかどうかによって判断されます。(令20の2の19)

国外で事業を行っている法人の資本金等の額の算定については、当該法人の資本金等の額から国外の事業の規模等を勘案して計算した金額を控除して得た額が課税標準となります。(法72の22①)

国外の事業の規模等を勘案して計算した金額とは、原則として、法人の資本金等の額を、付加価値額の総額(雇用安定控除前のもの)に占める国外の事業に帰属する付加価値額(「国外付加価値額」といいます。)の比率で按分して得た金額になります。ただし、次のいずれかに該当する場合には、法人の資本金等の額を、各事業年度終了の日における全従業員数に占める国外の事務所又は事業所の従業者数の比率で按分して得た額が課税標準となります。(令20の2の24)

- ① 国外付加価値額がゼロ又はマイナスとなる場合
- ② 付加価値額の総額から国外付加価値額を控除した額がゼロ又はマイナスとなる場合
- ③ 付加価値額の総額のうち付加価値額の総額から国外付加価値額を控除して得た額の占める割合が50%未満である場合

その他

Q1 外形標準課税の対象とされる、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判断はいつの時点ですか。

A 判定の基準となる資本金の額又は出資金の額は事業年度終了の日(中間申告を行う場合は、事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の事業年度に係る申告を行う場合は解散の日)の現況によります。(法72の2②)

Q2 付加価値額は収益配分額と単年度損益との合計額のことですが、欠損の場合は収益配分額から減算できるのですか。また、収益配分額よりも欠損金額が多くて減算しきれなかった金額は、翌期の付加価値額から控除できるのですか。

A 単年度損益がマイナスの場合には、当該事業年度の収益配分額から単年度損益の金額を減算して付加価値額を計算します。(法72の14) 単年度の損失が大きく付加価値額がマイナスとなる場合については、当該事業年度の付加価値額はゼロとなります。しかし、付加価値額は当該事業度における事業活動の規模を表すものであることから、付加価値額のマイナス分については翌期以降の付加価値額から控除することはできません。

Q3 ガス供給業や生命保険業、損害保険業等の収入金額課税事業と外形対象事業とを兼業している法人の課税標準の算定はどのように行うのですか。

A 外形標準課税の対象法人がガス供給業等の法72条の2第1項第2号に規定する収入金額課税事業を併せて行う場合には、法人事業税は同項第1号イに規定する所得等課税事業に係る所得割額、付加価値割額、資本割額及び収入金額課税事業に係る収入割額の合算額により申告します。

所得等課税事業及び収入金額課税事業の課税標準の算定は、原則として所得等課税事業と収入金額課税事業を区分経理して得たそれぞれの事業に係る額を基礎とします。両事業に係る共通経費があり区分経理が困難な場合は、両事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額を課税標準とします。

所得等課税事業に係る所得割及び付加価値割の算定については、所得等課税事業に係る部分により課税標準を算定し、資本割については、資本金等の金額に事業年度末における全従業者数に占める収入金額課税事業以外の事業に係る従業者数の割合を乗じて得た金額が課税標準となります。(令20の2の26, 取扱通知4の6の10)

Q4 電気供給業と外形対象事業とを兼業している法人の課税標準の算定はどのように行うのですか。

外形標準課税の対象法人が小売電気事業等及び発電事業等(これらに準ずるものを含む。)の法72条の2第1項第3号に規定する収入金額等課税事業を併せて行う場合には、法人事業税は所得等課税事業に係る所得割額、付加価値割額及び資本割額と、収入金額等課税事業に係る付加価値割額、資本割額、収入割額の合算額により申告します。

所得割及び付加価値割の課税標準の算定は、原則として所得等課税事業と収入金額等課税事業を区分経理して得たそれぞれの事業に係る額を基礎とします。両事業に係る共通経費があり区分経理が困難な場合は、両事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額を課税標準とします。

資本割については、資本金等の額を事業年度末におけるそれぞれの事業に係る従業者数の割合で按分した金額が課税標準となります。(令20の2の26, 取扱通知4の6の10)

なお、小売電気事業等及び発電事業等以外の電気供給業は同項第2号の収入金額課税事業であるため、それらの事業を外形標準課税の対象法人が併せて行う場合は、Q3のとおりとなります。

Q5 国外で事業を行っている法人の付加価値額はどのように計算するのですか。

A 法人が国外で事業を行っているかどうかは、その法人が国外に事務所など令7の3の2に規定する恒久的施設(PE)を有するかどうかによって判断されます。(令20の2の19)

国外の事務所などが恒久的施設に該当する場合は、当該事務所などに係る付加価値額は国外の事業に帰属する付加価値額となります。この場合は、法人の付加価値額の総額から国外の事業に帰属する付加価値額を控除した額が課税標準となります。(法72の19前段)

国外の事務所などが恒久的施設に該当しない場合は、当該事務所などに係る付加価値額は国外の事業に帰属しません。この場合は、付加価値額の総額から控除することなく課税標準となる付加価値額に含まれます。

国外の事業に帰属する付加価値額の計算が困難である場合には、法人の付加価値額の総額を、当該法人の事務所又は事業所の従業者数に占める国外の事務所又は事業所の従業者数の比率であん分して得た金額を国外事業に帰属する付加価値額とみなすこととされています。この計算により得た金額を当該法人付加価値額の総額から控除した金額が課税標準となります。(法72の19後段、令20の2の20)

Q6 外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告の義務が無くても事業税では中間申告をしなくてはなりませんか。

A 外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告の義務がない法人であっても、事業年度の期間が6月を超えるときには中間申告の義務があります。(法72の26①)

予定申告又は仮決算に基づく中間申告のどちらの方法によるかは法人の選択となりますが、連結法人については予定申告に限られます。

前事業年度の所得割の課税標準である所得が欠損である場合であっても、付加価値割額及び資本割額の合計である事業税額を基礎に中間申告として納付すべき事業税額を計算します。(法72の26①⑦)

この場合、法人県民税の中間申告義務はありませんので、事業税のみを申告納付することになります。

Q7 雇用安定控除はどのような場合に適用があるのですか。また、計算はどのように行うのですか。

A 報酬給与額が収益配分額の70%相当額を超える場合に適用されます。当該超える額(雇用安定控除額)を付加価値額から控除します。(法72条の20)

付加価値額及び資本金等の額の計算書(第6号様式別表5の2)により付加価値額からの控除計算を行い、控除後の金額を課税標準となる付加価値額とします。

Q8 外形標準課税対象事業年度において法人税の更正を受けましたが、事業税はどのように取り扱えばよいのですか。

A 申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について、税務官署の更正又は決定を受けた場合で、事業税に不足が生じたときは、税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に修正申告を提出し、その修正により増加した事業税を納付しなければなりません。(法72の31③)この場合、所得割の課税標準である所得はもちろんのこと、付加価値割の課税標準である単年度損益も変動すること、また、法人税の更正理由によっては、収益配分額の変動もあり得ることに注意が必要です。

Q9

外形標準課税対象法人が解散した場合、その後の申告はどうなりますか。

A 清算中の法人については、次の要件に該当する場合は外形標準課税の対象となります。(法72の2①Iイ・②)

- ①平成16年4月1日以後に開始する事業年度以後の事業年度における解散の日において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えていること。
- ②収入金課税事業及び信託業の内、特定信託に係るもの以外の事業を行っていること。
- ③公益法人等、特別法人でないこと。

外形標準課税の対象となる清算法人(連結子法人を除く。)は、清算中の各事業年度について、当該事業年度の付加価値割及び所得割を解散していない法人の付加価値割及び所得割とみなして、付加価値割額及び所得割額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から2月以内に申告納付をすることとされています。(法72の29①)

外形標準課税の対象となる清算法人については、資本金等の額はないものとみなされますので、資本割を申告納付する必要はありません。(法72の21①ただし書、72の29①、取扱通知6の15(1))

外形標準課税の対象となる清算法人は、残余財産が確定した日の属する事業年度について、その確定した日から1月以内に清算所得に係る所得割を申告納付をすることとされています。(法72の29③)

なお、付加価値割及び資本割については申告納付する必要はありません。(法72の21①ただし書、72の29③・④、取扱通知6の15(1)・(2))

ただし、平成22年10月1日以後に連結子法人が事業年度の中途において解散した場合(破産手続開始の決定を受けた場合を除く。)の当該解散の日を含む清算中の事業年度に係る申告については、連結事業年度開始の日から解散の日までの期間について、資本割額を申告納付する必要があります。(法72の21④、72の30、取扱通知6の15の(1))

Q10

外形標準課税対象の連結子法人が、事業年度の途中で解散し、同一事業年度中に残余財産確定した場合、申告はどうなりますか。

A 連結子法人が事業年度の中途において解散した場合(破産手続開始の決定を受けた場合を除く。)は、当該解散の日において事業年度を区切らず、連結事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間を事業年度として確定申告を行います。(令和4年改正前法72の13⑮)

このとき、連結事業年度開始の日から解散の日までの期間については、資本割及び付加価値割が課されます。(法72の21④、72の30①、取扱通知6の15(1))

所得割は、連結事業年度開始の日から残余財産確定の日の属する事業年度に係る所得に課税されます。(法72条の23、72の30)

Q11

法人事業税の徴収猶予制度とはどのようなものですか。また、徴収猶予を受けるための要件はどのようになっているのですか。

A 法人事業税の徴収猶予制度は、企業再生の過程にある赤字法人や操業したばかりの赤字ベンチャー企業に対し、事業活動の継続の確保や雇用の維持、ベンチャー企業の育成等の観点から、一定の要件を満たす場合に、付加価値額及び資本割額について、都道府県知事の判断により、3年(延長により最長6年)以内の期限に限り、徴収を猶予するものです。この場合、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げないものとされています。(法72条の38の2)

徴収猶予を受けるための要件は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とされています。(法72条の38の2①、令31)

(1) 当該事業税の申告書に係る事業年度終了の日の翌日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業税の申告書に係る事業年度までの各事業年度の所得がない法人で、経営の状況が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められ、かつ、これによってその地域における雇用の状況その他地域経済に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる法人

(2) 当該事業税の申告書に係る事業年度（その終了の日が当該法人の設立の日から起算して5年を経過した日よりも前である事業年度に限る。）の所得がない法人で、著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っており、当該事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる法人

なお、この徴収猶予の要件に該当するかどうかは各都道府県の知事が法人の個別具体的実情を踏まえて判断することとされています。

このほか、(1)の法人にあつては徴収猶予を受けようとする事業税に係る事業年度終了の日から起算して3年前の日の属する事業年度から(2)の法人にあつては設立の日の属する事業年度から、それぞれ徴収猶予を受けようとする事業年度の前事業年度までの各事業年度について確定申告を提出し、かつ、徴収猶予を受けようとする事業税の申告書とその提出期限(会計監査を受けなくてはならない等の理由により、申告期限が延長されている場合は、延長された期限)までに提出することが必要とされています。(法72条の38の2④、取扱通知7(4))

Q12 付加価値割における「所得拡大促進税制」について教えてください。

A 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、法定の要件を満たす場合に、所得拡大促進税制に係る措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。なお、解散（合併解散を除く。）の日を含む事業年度、清算中の事業年度、期限後申告は適用対象となりませんので注意してください。(平成27年旧法、平成30年旧法附則9⑬～⑰)

・要件

- ①雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額
 - ②雇用者給与等支給増加割合 \geq 増加促進割合
 - ③平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額 (H27. 4. 1～H29. 3. 31開始事業年度)
 - ④平均給与等支給増加割合 \geq 2% (H29. 4. 1～H30. 3. 31開始事業年度)
- (①～④の計算は、原則として法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。)

・控除額

雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した額（雇用安定控除に対応する部分は除く。）

Q13 付加価値割における「賃上げ・生産性向上のための税制」について教えてください。

A 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について、法定の要件を満たす場合に、賃上げ・生産性向上のための税制に係る措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。なお、解散（合併解散を除く。）の日を含む事業年度、清算中の事業年度、期限後申告は適用対象となりませんので注意してください。

(令和3年改正前法附則9⑬～⑰)

・要件

- ①雇用者給与等支給額 $>$ 比較雇用者給与等支給額
 - ②継続雇用者給与等支給増加割合 \geq 3%
 - ③国内設備投資額 \geq 当期償却費総額の95% (R2. 4. 1以後開始事業年度) ※
- (①～③の計算は、原則として法人税の賃上げ・生産性向上のための税制の計算の例によります。)
- ※R2. 3. 31以前開始事業年度は当期償却費総額の90%

・控除額

雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額（雇用安定控除に対応する部分は除く。）

Q14 付加価値割における「人材確保等促進税制」について教えてください。

A 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度において、法定の要件を満たす場合に、人材確保等促進税制に係る措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。（令和3年旧法附則9⑬～⑰）

- ・要件
新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるとき

Q15 付加価値割における「賃上げ促進税制」について教えてください。

A 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度において法定の要件を満たす場合に、賃上げ促進税制に係る措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。（法附則9⑬～⑰）

- ・要件
国内雇用者に対して給与等を支給する場合、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすとき

Q16 法人税で雇用拡大促進税制又は賃上げ・生産性向上のための税制を適用しても、法人事業税で所得拡大促進税制又は賃上げ・生産性向上のための税制を適用し、課税標準額から控除することはできますか。

A 控除します。法人税の所得拡大促進税制、賃上げ・生産性向上のための税制の適用をその要件とはしていません。（法附則9⑬～⑰）また、欠損などの理由により法人税において適用がない場合も、Q12、13の要件を満たす場合は付加価値割から控除します。

Q17 外形標準課税に係る計算書等の記載方法について教えてください。

A 埼玉県ホームページに掲載されている「外形標準課税対象法人記載の手引」を参照してください。（埼玉県HPトップ → くらし・環境 → 税金 → 申請・手続き → パンフレット・手引き等のご案内 → 「外形標準課税対象法人記載の手引」）

Q18 分割基準について教えてください。

A 埼玉県ホームページに掲載されている「分割基準ガイドブック」を参照してください。（埼玉県HPトップ → くらし・環境 → 税金 → 申請・手続き → パンフレット・手引き等のご案内 → 「分割基準のガイドブック」）